

◎新潟県告示第1178号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成24年9月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 指定する形質変更時要届出区域

三条市福島新田字前川渡乙427番の一部、乙427番2の一部、乙427番3の一部、乙442番2の一部及び乙443番5の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物